

令和8年2月27日事業者説明会（第1回及び第2回）Q&A

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 電子契約同意書に「契約担当者」も登録した場合の署名フローはどのようになるか？ | まず、「契約担当者」にSMS又はメール宛てに署名依頼が届きます。「契約担当者」が承認後、「契約締結権限者」に署名依頼が自動的に届きます。 |
| 2 | 初回は紙で契約をしていて、次回は電子契約とすることは可能か？ | 「電子契約同意書」を提出いただければ可能です。 |
| 3 | 契約内容に誤りがあった場合、やり直しは可能か？ | 契約担当課と調整の上、再度、電子契約で契約をやり直します。なお、契約完了後に軽微な誤字等があった場合は、覚書という形で再度、電子契約と同様の手続を行います。 |
| 4 | 電子契約同意書は電子契約を希望するときだけ提出するのか？ | はい、電子契約を希望する時のみ提出してください。 |
| 5 | GMOサインの無料アカウントを作成した場合、保管データの制限はあるのか？ | 無料アカウントでの契約書データの保管件数や保管期限に制限はありません。 |
| 6 | 電子契約同意書は案件ごとに作成するのか？ | はい、案件ごとに提出していただきます。 |
| 7 | 説明スライドは共有可能か？ | 県のホームページに掲載されているので、そちらをダウンロードしてください。 |
| 8 | GMOサインの無料アカウント作成後の文書保管は？ | 署名完了後30日以内であれば、アカウント作成後でも文書の保管が可能です。 |
| 9 | 同意書提出のタイミングは県から提案されますか？ | 基本的に事業者が契約相手に決定後、当日または翌日に提出してください。県の担当者から確認の連絡もあります。 |
| 10 | 契約権限者が署名できない場合の対応は？ | 再度電子契約同意書を提出するか、紙の契約書に移行するかを契約担当部署と調整します。 |
| 11 | 県立学校は電子契約の対象外か？ | はい、対象外となります。 |
| 12 | 免許課（県警本部）との契約は対象外か？ | はい、県警本部は電子契約の対象外となります。 |
| 13 | 電子契約書を別業務の実績として提出できますか？ | 特に問題ありません。 【説明会終了後補足】 ・紙に出力して提出される場合は、不可視署名となっているため、提出方法については提出先にご確認ください。 |
| 14 | 契約変更時の古い契約書の扱いは？ | システム上は自動では削除されません。新しい契約書が古い契約書を基本的に引き継ぐ形になります。 【説明会終了後補足】 ・広島県で変更契約する際は、すでに電子署名済の当初契約書はそのままとし、「当初契約書の第〇条を〇〇〇に改める」といった内容の変更契約書を作成します。 |
| 15 | 県庁側での契約書締結後、付随する事業者側の書面をアップロードできるか？ | 仕様書や契約に必要な付属資料等は、契約書の一式データとして、電子署名が必要なものとして電子契約サービスにアップロードします。電子署名を行う必要のない付随書類等については、従来どおり、契約担当課に直接メール等で提出する運用となります。 |
| 16 | 電子契約対象や対象外を説明するだけでなく、明確に掲示してほしい | 県のホームページ、あるいは事業者向けFAQに掲載しております。 |
| 17 | 電子契約同意書の内容変更時は改めて申請が必要か？ | 契約担当部署に直接申請し、同意書の差し替えを行ってください。 【説明会終了後補足】 ・提出していただいた同意書に誤りや変更があった場合は、契約担当課の事務処理の進捗状況により、同意書の差し替え、あるいは紙の契約書に移行するなど対応が異なりますので、契約担当課へ速やかにご連絡ください。 |

令和8年2月27日事業者説明会（第1回及び第2回）Q & A

| | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------------|--|
| 18 | 広島県内の市区町村でも同様の電子契約を導入する予定はあるか？ | 本説明会は県庁の取り組みのを想定しております。市町村の導入は各自治体の判断によります。 |
| 19 | 作業完了書などの付随書類をアップロードできるか？ | 現在の運用では、GMOサインのシステムを使用した業者側からのアップロードは想定していません。 |
| 20 | 電子契約から紙媒体への変更は可能か？ | 電子契約で進めているものを、途中から紙媒体にするという変更については、契約担当課に直接相談してください。 |